★胎児性・小児性水俣病患者の方の旅行を支援します★

～ 夢実現（旅行）支援事業の対象期間を延長します～

熊本県では、胎児性・小児性水俣病患者の方が旅行をされる際に、

付き添われる介助者の旅費等を補助する事業を実施しております。

当初、平成３１年度から令和４年度末までを対象期間としておりましたが、新型コロナウイルス感染症により、旅行等が制限される期間があったことから、令和５年度末まで期間を延長することとしましたので、お知らせします。

　　※平成３１年度から令和５年度までの間に１回のみ（1人につき）利用可能。



・家族や友達と旅行に行きたいな…

・旅行に行きたいけれど、付き添ってくれる人が

いなくて、トイレや電車に乗るのが不安だな…

・付き添いの人の旅費まで負担するのは大変だな…





**ご家族ご友人など、**

**旅行に付き添われる介助者の旅費等を**

**補助します**！！



■ 事業の利用ができる方は・・・？



原則として、熊本県内に居住する、昭和16年4月2日以降

生まれの水俣病認定患者の方です。

（在宅、施設入居の別は問いません）

■ 補助額は・・・？



介助者１人につき、10万円を上限に補助します。

**（原則２人分まで）**

**【注意】患者の方ご自身の旅費等は自己負担となります。**

■　具体的に「旅費等」（＝補助の対象となる経費）って・・・？

旅行に付き添う介助者の下記の経費です。

（※ただし、領収書等で明確に確認できるものに限ります。）

|  |  |
| --- | --- |
| **○ 対象となるもの** | **× 対象とならないもの** |
| ・同居親族等以外による介護料（上限10,800円/日）・交通費（航空、バス、鉄道運賃、タクシー代、高速道路使用料、レンタカー代、ガソリン代、バス借上料など）・宿泊費（ホテル宿泊費等）**※飲食代は除く**・その他（施設入場料（コンサートチケット代）、保険料（海外旅行保険料等）、各種手数料（金融機関への振込手数料）、宅配料（旅行荷物の宅配）　　　　　など | ・同居親族等による介護料・飲食代・パスポート取得費用・通信費（携帯電話レンタル料）・その他私的な費用（お土産代）など |

■　利用の申込は・・・？

・事業の利用を希望される方は、次の事業所又は熊本県水俣病

保健課に、まずは電話やＦＡＸで早めにご相談ください。

・利用申請書の記入も、申請先の事業所等でお手伝いします。

（水俣市外にお住まいの方でも対応可能です。）

・旅行開始日の**3週間前までを目安**に、利用申請書や見積書等を事業者に御提出いただく必要があります。

・県では予算の範囲内で先着順に受け付けます。

**【注意】旅行後の申請は認められません。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所名 | 電　話 | FAX |
| **水俣市社会福祉協議会**（水俣市もやい直しセンター内） | 0966-63-2047 | 0966-63-3570 |
| **水俣市社会福祉事業団**（わくワークみなまた 内） | 0966-62-5717 | 0966-62-5725 |
| **社会福祉法人さかえの杜**（ほっとはうす） | 0966-62-8080 | 0966-83-6200 |
| **NPO法人水俣病協働センター**（ほたるの家） | 0966-63-8779 | 同 左 |
| **NPO法人はまちどり** | 0966-84-9580 | 0966-84-9581 |
| **一般社団法人きぼう・未来・水俣** | 0966-63-6741 | 0966-83-6066 |

　熊本県環境生活部 水俣病保健課

（電話：096-333-2304　FAX:096-382-3296）